

一般社団法人日本口蓋裂学会
海外研修奨励制度委員会活動の目的

(主たる役割)

日本における、口唇裂・口蓋裂治療研究の国際化のために、会員の海外研修を行う機会の提供とその支援、ならびにその活動範囲の拡大を目的とする。

(活動内容)

- (1) 口唇裂・口蓋裂治療研究の国際化のために海外研修を企画検討し、理事会に上申する。
- (2) 理事会で承認を受けた海外研修を公表し、その支援を実施する。
- (3) 海外研修の実施が困難状況下においても、他の方法での会員の国際的な活動を評価しその支援を検討する。

一般社団法人日本口蓋裂学会
海外研修奨励制度委員会の規則

(設置)

第1条 日本における口唇裂・口蓋裂治療研究の国際化のために、会員の海外研修を行う機会の提供とその支援、ならびにその活動範囲の拡大を目的とし、海外研修奨励制度委員会（以下「委員会」という）を置く。

(構成等)

第2条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長1名（理事長がこれを指名する）
- (2) 副委員長1名（委員長がこれを指名する）
- (3) その他委員長が指名したもの
- (4) 委員の総数は8名以上とし、口腔外科領域、形成外科領域、矯正歯科領域、言語治療領域からのそれぞれ2名ずつを原則とする。

(任期等)

第3条 前条各号に規定する委員は、理事長がこれを委嘱する。

- 2 前条各号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前条各号に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前条各号に規定する委員に欠員が生じない場合でも、委員長の判断により理事長の承認を得て委員を追加することができる。その場合には、前条各号で規定する委員の残任期間とする。

(業務)

第4条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 提案された海外施設の研修施設としての評価
- (2) 海外研修の実施状況の評価とその公表について
- (3) 海外研修に対する支援とその妥当性
- (4) その他、理事長あるいは理事会からの諮問事項

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数により成立する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の開催回数は定めず、必要に応じて開催する。
- 5 委員会には幹事を置くことができるが、議事の可否権は有しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(規則の改正)

第7条 この規則の改正は、委員の発議をもって行い、過半数の賛成をもって議決する。

第8条 この規則の改正は、理事会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は、令和7年3月1日から施行する。